

〈公休について〉

知らないと困る！

旭川医科大学には、感染による公休制度があります。

ノロウイルスやインフルエンザ・流行性角結膜炎（EKC）等の感染力の高い病気になった場合が対象です。（マイコプラズマ肺炎等、該当しない疾患もあります）

* 自宅で症状が現れた場合は、川村 Dr.の携帯に連絡する。（7:30～20:00 の間）

* 学校で症状が現れた場合は、**速やかに**川村 Dr.の携帯もしくは、保健管理センターに電話をするか来所する
（できるだけ来所は避け、電話が望ましい→感染拡大防止のため）

〈重要〉連絡が遅れた場合、さかのぼって公休にすることはありませんので、なるべく早く連絡する。

* ノロウイルスが疑われる場合（一年を通して該当）

症状……水様性の下痢（水のような便）

（腹痛・吐き気・嘔吐・発熱等の症状も出現する場合がある）



公休解除の条件……普通便に戻り 24 時間経過すると共に、平熱で、その他の症状も消失していること。

【公休と言われたら】

- ① 病院受診
 - ・領収書は保管しておく。（病院発行の診断書は必要ありません）
 - ・欠席する科目の先生や実習先に公休になった事を連絡しておく。

↓

- ② 受診結果を☎報告
 - ・川村 Dr.携帯又は、保健管理センター（0166-68-2768）

↓

- ③ 自宅待機（不必要な外出は避ける）
 - ・次亜塩素酸ナトリウム濃度約 5%の消毒液で部屋を消毒する

↓

- ④ 普通便に戻り 24 時間経過すると共に、平熱で、その他の症状も喪失していれば、電話連絡し、解除の許可をもらう。
※解除されるまで、登校できません！！（教室・図書館も入れません。部活もできません）

↓

- ⑤ 保健管理センターに領収書を持参し、出席停止診断書を受け取る。

↓

- ⑥ 学生支援課教務係に出席停止診断書を提出する

* インフルエンザが疑われる場合

(流行期間のみ該当：毎年、流行状況を考慮し、センター長が決定し学生に通知)

症状……37.5℃以上の発熱

(頭痛・関節痛・咽頭痛・咳・痰・鼻汁・倦怠感等の症状も出現する場合があります)

公休解除の条件……平熱に戻って48時間が経過したら。

(検温は、解熱剤が切れた頃に測ること。次の薬を服用する前に)



【公休と言われたら】

- ① 病院受診 ・インフル検査を希望する。(病院発行の診断書は必要ありません)
 - ・領収書は保管しておく。
 - ・欠席する科目の先生や実習先に公休になった事を連絡しておく。



- ② 受診結果を☎報告
 - ・川村 Dr.携帯又は、保健管理センター (0166-68-2768)



- ③ 自宅待機 (不必要な外出は避ける)



- ④ 平熱に戻って48時間経過したら川村 Dr.携帯に報告し、公休を解除してもらう。
※解除されるまで、登校できません!! (教室・図書館も入れません。部活もできません)



- ⑤ 保健管理センターに領収書を持参し、出席停止診断書を受け取る。



- ⑥ 学生支援課教務係に出席停止診断書を提出する

確認!

流行期に37.5℃以上の発熱があった場合、短時間ですぐに解熱した場合も報告が必要です。一旦、発熱しているので解熱後48時間経過までは公休になるので注意!

〔 解熱したからと自己判断で報告もせず登校した人がインフル陽性だったケースが何件もありました!これでは、感染を防げません! 〕

